

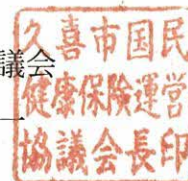
久 運 第 5 号

令和 7 年 1 月 16 日

久喜市長 梅田 修一様

久喜市国民健康保険運営協議会

会長 宮澤 幸一



国民健康保険事業について (答申)

令和 6 年 1 2 月 1 8 日 付 久 国 第 1 4 6 9 号 で 諮 問 が あ り ま し た、久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 (国民健康保険税率及び賦課限度額の改正) について、下記のとおり答申します。

なお、附帯意見がありましたので併せて附記します。

記

1 答申事項

(1) 令和 7 年度久喜市国民健康保険税率については、次の表の通りとする。

		医療給付費分	後期高齢者 支援金等分	介護納付金分	合 計
現 行	所得割	7.77%	2.87%	2.76%	13.40%
	均等割	35,200円	14,700円	14,100円	64,000円
改正後	所得割	7.81%	3.09%	2.87%	13.77%
	均等割	39,000円	16,600円	16,200円	71,800円

(2) 令和 7 年度久喜市国民健康保険税の賦課限度額については、後期高齢者支援金等分を 2 万円引き上げ、合計 1 0 6 万円とする。

	医療給付費分	後期高齢者 支援金等分	介護納付金分	合 計
現 行	6 5 万円	2 2 万円	1 7 万円	1 0 4 万円
改正後	6 5 万円	2 4 万円	1 7 万円	1 0 6 万円

(3) 改正時期は、令和 7 年 4 月 1 日とする。

2 附帯意見

- (1) 保険税収入の確保は、安定的な国保運営をする上で大変重要であり、滞納
整理事務の適切な実施など、収納率向上に向けた対策の強化に取り組む
こと。
- (2) 国民健康保険の財政基盤の強化を図るとともに低所得者層に対する負担
軽減策の拡充など、国へ財政支援措置の要望をすること。